

1 団体選定評価書

市川市文化会館、行徳公会堂、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー（公益財団法人市川市文化振興財団）

1 1 団体選定の事由（手続条例第13条第1項に規定する事由）

公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針  
第2 指定管理者制度の運用についての考え方  
2 手続条例第13条第1項に規定する事由  
(1) 指定管理者を指定しようとする公の施設の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること。  
(2) 指定施設の業務の内容に特殊性があること。  
(5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該指定施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行っていること又は行うことができると認められること。

団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯	公益財団法人市川市文化振興財団は、昭和 60 年に市川市文化会館が開館する際、その管理運営を主目的として本市が全額出資により設立した財団法人市川市文化会館を前身としている。 その後、平成 12 年度に財団の寄附行為（定款に相当）を改定し、市民会館の管理業務も受託することとした。更に、平成 14 年度には財団の設立目的に「市川市市民会館の管理運営その他歴史的又は芸術的文化資産の管理業務」を加え、市川市文化振興財団となり、以降 市川市の芸術文化振興事業の実施面における中核機能を担ってきた。 平成 16 年度には行徳公会堂及び芳澤ガーデンギャラリーと木内ギャラリーの開設に伴い、それぞれ公募により指定管理者となった。公募となった理由は、指定管理者制度の導入初期に当たり、「一団体選定」の定義が明確にされていなかったことによるものである。 その後、本市の指針の中などにおいて同定義も明確化がなされたことから、財団設立の経緯や意義、文化会館開館以来の経験に基づく様々なノウハウや人脈、指定管理者としての実績などにより、平成 18 年度以降は指定対象施設のすべてにおいて一団体選定による指定管理者となり、現在に至っている。 ※八幡市民会館については平成 29 年 3 月の開館以来、市直営施設としている。
-----------------------	---

一団体選定事由	<b>事由（1）</b> 公益財団法人として地域に根差した活動実績を有すること 本市の 100%出資により設立した文化振興財団の事業目的は、市民の文化芸術の普及・向上のための様々な事業を展開することにより、地域社会の発展、豊かな市民生活の形成に寄与することであり、「市川市文化振興ビジョン」においても本市の文化振興に係るセンター組織として、その機能の拡充を図ることとされている。 そのため、本市文化施設の指定管理業務を行うことと密接に関連する以下の事業実績を有しており、これまでに積み重ねてきた実績に裏打ちされたノウハウを機動的に各施設の指定管理に活かしていく事が可能である。 1.市川市文化振興財団がこれまで市内各地で地域の歴史的資源や文化的資源を活用し、地域住民とともに芸術文化活動を育んできた実績があること。 2.単なるイベント事業を実施するだけでなく、アウトリーチ事業として教育施設、福祉施設など市内各地に赴き、事業を展開してきていること。 3.市が企画する芸術文化事業の受託者となり、市との協働で事業に取り組んできていること。（例：文化イヤー、社会包摂コンサート） 4.ボランティア団体やボランティア活動をされている方々との協働による事業展開を行うとともに、市民サポーター（芸術文化に関する案内人）の養成講座等の開催により、市民ボランティアの人材育成にも積極的に取り組むなど、市民の芸術文化に対する意識の高揚に努めていること。 5.文化会館をはじめとする各施設は、京葉地区の主要な文化施設としてのブランドイメージを築いてきている。特に文化会館は、音響に定評があることから著名なコンサートが多く開催されているが、このようなハード面のみならず、開館以来の施設管理者である文化振興財団の舞台技術、営業力といったソフト面での努力に負うところが少なくないと評価することができ、このような側面が他の施設についても見て取ることができること。 <b>事由（2）</b> 実績に裏打ちされた、確かな組織力を有すること 6.財団組織を構成する理事、評議員には全国的な知名度のある芸術家や実業家、経営者などの中から市川市の文化振興に積極的に取り組んでいただける方々を招聘し、様々な指導・助言を得て事業を実施している。これは、「公益財団法人」としての強みを活かした点であり、先述の市川市文化振興ビジョンにより求められる文化振興施策の推進にあたって、民間の指定管理者では対応することが難しい取り組み分野に対しても、十分な取り組み実績を有する。また、今後も取り組んでいくことが十分に見込まれる組織である。 <b>事由（5）</b> 指定管理者制度開始以前からの長年の実績により築き上げたノウハウ、経験を活かした安定的・継続的な事業実施を行う能力を有しており、独自の経営判断で4施設の状況に応じた事業展開を図ることで施設利用者の増加、利用料収入のアップが期待できること。 7.4施設一括指定により、それぞれの施設特性を活かした総合的な企画運営、事業展開及び、より効率的な人的配置や施設管理の一括発注等の管理運営が可能となり、事業面、経費面からのスケールメリット及び市側からの管理面からも効率化が図られる。 8.「公益財団」という組織の性格上、指定管理者として利用料金収入において施設の管理費用を上回る収入を得た場合、市民サービスに還元することが求められる。これにより、市民が文化事業に触れる機会が増えることになるため、有用性が高い。
---------	--

指定施設の管理の実態	<p>指定管理者が行う管理業務は、使用の許可、利用料金の収受、音楽・演劇・舞踊その他芸術文化に関する催物の実施、その他施設等の維持管理（各文化施設（建物）の保守管理業務、環境維持管理業務、保安警備業務など）及びこれらに付随する事項について、市川市との間で締結する基本協定、年度協定及び協議書に基づく管理業務を行っている。</p> <p>指定管理者が行う管理運営業務へチェック体制としては、利用者アンケートの結果把握、モニタリング評価委員会による評価が行われている。そのほか、法人としては公認会計士による財務諸表のチェックを受けている。</p> <p>また、公益財団法人であることにより公益認定の所管庁である千葉県による公益認定に係る決算審査や立ち入り検査を受けており、本市の出資団体であることにより市議会へ決算及び事業計画の報告議案提出するほか、監査委員事務局による財政援助団体監査を定期的に受けている。</p>
------------	--

## 2 特定の団体が指定管理者の候補者として相応しいかの評価

当該団体の設立の経緯	<p>文化振興財団は、昭和60年11月3日に開館した市川市文化会館の管理・運営を行なう目的財団として昭和60年3月7日に設立され、その後、平成14年に寄附行為を改め、平成15年に策定した文化振興ビジョンで本市の文化振興の推進にあたってのセンター組織として位置づけられた。平成23年に公益財団法人認定を受け、現在は「公益財団法人市川市文化振興財団」となっている。</p>
------------	--

当該団体が実施する事業と指定施設との関係	<p>市川市文化振興財団は本市の文化施策に係るセンター組織として、位置付けている団体であり、市内に点在する多くの文化施設を活用して文化振興に資する様々な事業を展開している。その活動内容は指定管理者実施する文化事業の範囲に留まらない。</p> <p>一方、指定施設は、文化会館は本市全体の文化施策を具現化するための拠点施設、行徳公会堂は行徳地区の拠点施設、芳澤ガーデンギャラリー・木内ギャラリーは市民ギャラリーとして重要な施設としてそれぞれ重要な位置づけの施設である。</p> <p>そのため、本市の文化施策の実施のために文化振興財団は欠かせないものであり、文化振興財団が文化事業を展開するためには指定施設の管理業務を担っていることが必要であり、一体不可分な関係にある。</p>
----------------------	--

利用者ニーズ、市民ニーズを取り入れる体制	<p>文化振興財団は自主事業参加者、施設貸館使用者、施設来場者を対象にそれぞれ満足度やニーズを把握するためのアンケートを実施し改善に努めている。その水準は基本協定に定めるものを超えている。</p> <p>※施設に関するアンケート結果（平成29年度）：良い74.2% 普通25.8% 悪い3.0%</p> <p>事業に関するアンケート結果（平成29年度）：大変良い、良いの回答が90%を超えた事業が58事業中、40事業。</p>
----------------------	---

地域住民との協働の推進体制	<p>文化振興財団は地域の活力を積極的に活用する4つの事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域連携事業・・・地元アーティストの発掘、子どもアートクラブプログラム、井上ひさし提唱の読書運動「市川よみっこ運動」</li> <li>2. 若者支援事業・・・「音楽コンクール」・「美術コンクール」の主催</li> <li>3. 市民文化サポーター事業・・・事業に関するボランティア募集、サポーターの育成</li> <li>4. 市民参加音楽祭・・・文化会館大ホールを会場に参加者公募による音楽祭を開催</li> </ol>
---------------	--

その他	<p>文化施設の管理運営は、それを実施するものがどれだけ多くの専門的なノウハウを発揮できるか、また管理運営に対する熱意や創意工夫を持っているかによってその成果には大きな違いが出てくるものである。文化振興財団は質の高い芸術文化を多くの市民に堪能してもらえよう、専門員や学芸員、芸術家である理事からの意見を反映した事業を展開し、常に市と協議をしながら適切な施設管理に努めているところである。</p> <p>特に、舞台管理においては専門性、特殊性が高く、コンサートを初め、クラシック演奏会、講演会、芝居等、その内容は多岐にわたり、主催者からの様々な要望への対応力が重要となる。市川市の文化会館は、県内で最大級の施設であり、多彩な事業展開ができることと、文化振興財団専門職員のノウハウを活かして外国や国内の一流のオーケストラや大規模な施設しか開催できない著名なチケットの入手が難しいアーティストイベント開催を実現させてきた。その信頼のうえで、定期的にコンサート会場として文化会館を利用してくれる、メジャーアーティストや交響楽団も存在する。施設の管理者が変わった場合にはその関係は維持されない。</p>
-----	--